

はしがき

本書は、次の3つの思いを込めて書きました。

1. 法人税実務の基本知識をはじめて学ぶ人にもわかりやすく伝えたい

平成17年4月に、私は、母校の明治大学が開設した会計大学院の講師に就任し、法人税の講義である税務会計制度を担当しました。学生のほとんどは、簿記や会計の知識はあっても、税法は未学習者でした。しかし、法人税申告書の作成ができるくらいの知識が身につく講義にしたいと思い、税法の基礎の基礎から法人税申告書の作成までの内容の講義用のレジュメを作成することにしました。講義を進めるのと同時進行で、学生の感想や意見を聞きながら最初のレジュメを作りました。レジュメの作成は、連日夜中までかかり本当に大変だったのですが、「税務の知識が身につくうれしい」と生徒が励ましてくれたので、最後まで完成することができました。

その後も、明治大学の会計大学院と経営学部において法人税その他の税務の講義を担当しています。この大学院のレジュメをもとにして、実務ですぐに役立つ法人税の知識を、はじめて学ぶ人にも理解してもらいたいという思いで書きました。

2. 条文を読むことの大切さと実務経験による知恵を伝えたい

平成4年に浅見会計事務所を開業し、30年を超えました。税理士業務にとって一番大切なことは、常に税法の条文を読み、その条文の制定された時代背景や趣旨を理解し、そして、その条文をどの納税者のどの取引に対してどのように適用すると最も有効か、を判断する力だと考えています。法人税の申告調整の方法を覚えるだけでなく、根拠条文を読み、その趣旨を理解することが重要です。条文を理解することで、改正にも柔軟に対応できますし、改正の理由や目的もわかる

ようになります。

本書は、法人税法（以下、「税法」という）第1編総則の税法1から税法20までの条文と、第2編内国法人の法人税の税法21、税法22および税法22の2の条文とその内容、趣旨を解説しています。そして、それらの条文が、実務でどのように適用され、どのような税務効果を生じさせるのかを解説しています。適用する条文により、法人税額は変わってきます。法人にとって、法人税額は、資金繰りや設備投資にも影響を与える重要なものです。本書は、学問としての法人税ではなく、開業税理士としての体験や実務経験からの具体的な事例を示し、実務に役立つ法人税をわかりやすく伝えたいという思いで書きました。

3. 収益認識の新基準と法人税の改正内容を理解してもらいたい

世界中の企業の収入金額の認識基準を統一化し、国際間での比較を容易にするための会計上の要請から、国際会計基準審議会は、米国財務会計基準審議会と共同して「顧客との契約から生じる収益」(IFRS第15号)を公表し、平成30年1月1日以後開始事業年度より強制適用させました。日本においては、企業会計基準委員会が、平成30年3月30日にIFRS第15号を基本とした収益認識の新基準を公表し、監査対象法人の令和3年4月1日以後開始事業年度から強制適用とし、平成30年4月1日以後開始事業年度での早期適用を認めました。

しかし、この収益認識の新基準は、法人税の収益の認識基準と異なる会計処理を求めるところがありました。そこで、法人税は、平成30年度の改正により、税法22を改正し、税法22の2を新設しました。この改正により、法人税法の収益認識に関する条文の解釈が大きく変わりました。特に、税法22②は、文言の改正をせずにその解釈と法人税法上の位置付けが改正されました。また、新設の税法22の2では「別段の定め（税法22④を除く。）があるものを除き」という文言が使われました。その解釈は難解ですが、本書は、この税法22の2の条文を詳細に解説し、フローチャートで示しました。この改正の内容を、十分に理解してもらいたいという思いで書きました。

本書は、多くの方々の支えにより出版することができました。
まず、初めて本を書くにあたりたくさんのご指導をいただいた日本法令出版部の大澤有里様、条文や文章のチェックをしていただいた税理士の籠谷千春様、国税専門官の経験からアドバイスをいただいた藤崎省吾様、本書の内容の確認をしていただいた税理士の吉田茂彦様、この方々のご協力なくしては、本書の出版はなかったと思います。ほんとうにありがとうございました。心より、感謝をいたします。

令和5年2月 浅見透

目次

第1章 租税と税務行政

- ① 租税の意義 12
- ② 租税の分類 14
- ③ 国税の行政機関 17
- ④ 地方税の行政機関 20

第2章 法人所得に課税される租税

- ① 法人所得に課税される租税 26
- ② 法人税の概要 27
- ③ 地方法人税の概要 28
- ④ 法人住民税の概要 29
- ⑤ 法人事業税の概要 31
- ⑥ 特別法人事業税の概要 35
- ⑦ 日本の主な租税の種類と概要 40

第3章 法人税の法体系と条文の読み方

- ① 法人税法の法体系 42
- ② 条文の検索方法 44
- ③ 条文用語の解説 46
- ④ 条文の構造と検証 49
- ⑤ 実際の条文での検証 50

第4章 法人税法 第1編 総則

- ① 第1章通則（法法1～法法3） 54
- ② 法人の種類と分類 56
- ③ 納税義務者と課税所得等の範囲 57
- ④ 所得の帰属に関する通則 60
- ⑤ 事業年度等 61
- ⑥ 納税地 63

第5章 法人税の課税標準

- ① 法人税の課税標準 66
- ② 益金の額 67
- ③ 損金の額 70
- ④ 公正処理基準 72
- ⑤ 資本等取引 75
- ⑥ 法法22の条文の構成のまとめ 77

第6章 法人税申告書と申告調整

- ① 申告調整による課税標準の計算 82
- ② 申告調整の意義 83
- ③ 申告調整の具体例 87
- ④ 法人税申告書 別表四の意義 92
- ⑤ 法人税申告書 別表五（一）の意義 97
- ⑥ 申告調整項目のまとめ 100

第7章 収益認識の新基準と法人税の改正

- ① 企業会計基準第29号の公表とその背景 102

- ② 収益認識の新基準の概要 103
- ③ 収益認識の新基準に対する法人税の対応 106
- ④ 益金の帰属時期（法法22の2①②③） 112
- ⑤ 益金の額に算入する金額（法法22の2④⑤） 115
- ⑥ 「別段の定め（法法22④を除く。）があるものを除き」の解釈 117
- ⑦ 引渡し等事業年度後の収益の額の変動 123
- ⑧ 収益の認識の条文と通達 125

第8章 益金の額の税務

- ① 収益計上の単位 130
- ② 益金の額の範囲と益金の額に算入する金額 139
- ③ 益金の額に算入する金額の特例 144

第9章 収益の帰属時期の税務

- ① 収益の帰属時期の原則 150
- ② 取引形態別の収益計上時期の具体例 152
- ③ 長期請負工事の特例（工事進行基準） 161
- ④ 長期大規模工事の特例の例示 163

第10章 手続規定と青色申告制度

- ① 確定申告および納付 166
- ② 中間申告 169
- ③ 更正の請求および修正申告 170
- ④ 更正、決定および再更正 173
- ⑤ 青色申告制度 177

第11章 受取配当等の益金不算入の税務

- ① 受取配当等の益金不算入制度の概要 182
- ② 受取配当等の益金不算入額の計算方法 183
- ③ 益金不算入の対象となる配当等 187
- ④ 短期保有株式等 189
- ⑤ みなし配当 191

第12章 役員給与の税務

- ① 同族会社の意義 198
- ② 法人税法上の役員 199
- ③ 役員給与 203
- ④ 役員給与の損金不算入 206
- ⑤ 定期同額給与 211
- ⑥ 事前確定届出給与 213

第13章 租税公課の税務

- ① 法人税法上の租税公課の分類 216
- ② 損金の額に算入されない租税公課 216
- ③ 損金経理した租税公課の税務調整 218
- ④ 益金経理した租税公課還付金の税務調整 220
- ⑤ 仮払経理(仮払税金、未収税金)した租税公課の税務調整 220
- ⑥ 納税充当金経理した租税公課の税務調整 223
- ⑦ 法人税の別表の記載例 225

第14章 寄附金の税務

- ① 寄附金の損金不算入 230

- ② 損金不算入額の計算方法 232
- ③ 寄附金の額 233
- ④ 寄附金の額に該当しないもの 235
- ⑤ 寄附金の額の経理処理 237
- ⑥ 完全支配関係のある法人間の特例 239

第15章 交際費の税務

- ① 交際費等の損金不算入 244
- ② 交際費等の意義 245
- ③ 交際費等とそれ以外の費用の区分 246
- ④ 交際費等の留意点 249
- ⑤ 交際費等の経理処理 251
- ⑥ 原価算入交際費の取扱い 252
- ⑦ 使途秘匿金の課税の特例（措法62） 254

第16章 税額控除と税額計算

- ① 利子配当等の源泉徴収の概要 258
- ② 所得税額控除と税務調整 259
- ③ 税額控除される所得税額 260
- ④ 所得税額控除の計算方法 263
- ⑤ 所得税額控除の設例 264
- ⑥ 法人税および地方法人税の税額計算 267

● 凡 例 ●

・憲法	日本国憲法
・国通法／通則法	国税通則法
・本法／法法	法人税法
・政令／法令	法人税法施行令
・規則／法規	法人税法施行規則
・法基通	法人税法基本通達
・地税法	地方法人税法
・措法	租税特別措置法
・措令	租税特別措置法施行令
・措規	租税特別措置法規則
・措通	租税特別措置法關係通達
・地法	地方税法
・所法	所得税法

【条・項・号の略について】

条…算用数字

項…丸付き数字

号…漢数字

(例) 法人税法第22条第3項第2号 → 法法22③二

第 1 章

租税と税務行政

実務において法人税の申告業務を実際に行うためには、税務全般についての基礎知識が必要です。そこで、本章では、まず、租税の本質、租税の種類および分類などの概要について解説します。次に、法人税の実務においては是非とも知っておかなければならない日本の税務行政機関の概要について解説しています。

- ① 租税の意義 12
- ② 租税の分類 14
- ③ 国税の行政機関 17
- ④ 地方税の行政機関 20

① 租税の意義

1. 租税の意義と本質

(1) 租税の意義

租税とは、税金と同意語です。日本国憲法（以下、「憲法」という）では、租税と表現しています。租税のそれぞれの税目は法人税法に規定する法人税、所得税法に規定する所得税など税法の規定によります。租税は、これらの税目の総称として使われます。租税という表現よりも、税金という表現のほうがなじみがあり、使われる頻度が高いかもしれません。しかし、国際間での「租税条約」、会計の勘定科目の「租税公課」などのように使われています。このように、租税は、税金より広い範囲を表現する場合に使われています。

(2) 租税の本質

租税の本質は、国家、地方公共団体が公共公益サービスを提供するため、憲法に定める課税権により、国民、地域住民、法人等から強制的に徴収するものであり、国、地方公共団体（都道府県、市区町村）を運営していくための財源になります。

2. 納税の義務の根拠

日本国民は、憲法第30条を根拠条文として、日本という国の運営資金である租税を納付する義務を負います。

憲法第30条（納税の義務）

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

3. 租税法律主義

憲法第84条により、租税の課税権は、法律を制定することができる国および地方公共団体のみに与えられています。また、法律は、国民、地域住民の代表者による国会、地方議会の承認を得て制定されますので、国民、地域住民の同意を受けなければ租税は課税できないこととなります。

憲法第84条（租税法律主義）

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

4. 租税に関する基礎用語

用語	解説
課税権者	租税を課することができる課税主体であり、国または地方公共団体（都道府県、市区町村）のみが課税権者になることができます。
課税対象	租税を課税する対象である課税客体で、「一定期間の所得」、「資産の保有や資産の移転」、「ものの消費行為」などが主なものになります。
納税義務者	課税権者に対して、納税申告書等を作成し、租税を納税する義務のある者をいいます。必ずしも、税負担者と同じであるとは限りません。
税負担者	租税の実質負担者をいい、担税者ともいいます。間接税である消費税の場合、税負担者は消費者であり、納税義務者は事業者になります。
納税	納税義務者が課税権者に対して租税を金銭等により納めることをいい、納付ともいいます。納める租税の金額を納税額（納付額）といいます。

課税標準	納税額を算出する際に、租税法で規定する税率を乗ずる対象となる金額をいいます。課税標準の算出が税務計算の基本となります。
税率	税額算出のために課税標準に乗ずる割合をいいます。税目によっては、法人の種類または課税標準などに応じて複数の税率が適用されることもあります。

② 租税の分類

1. 租税の分類

租税を、(1) 課税権者が誰か、(2) 納税義務者と税負担者が同一か、(3) 課税対象が何か、(4) 税額算出者が誰か、(5) 納税義務者が誰か、の5つの観点から分類すると、その特徴が明確になります。

2. 租税の分類とその特徴

(1) 課税権者での分類

分類	分類内容
国税	国税とは、日本国が課税する租税をいいます。 ※ 法人税、地方法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税など
地方税	地方税とは、地方公共団体（都道府県、市区町村）が課税する租税をいいます。 ※ 法人住民税、法人事業税、個人住民税、個人事業税、固定資産税など

(2) 納税義務者と税負担者が同一かどうかでの分類

分 類	分 類 内 容
直接税	<p>直接税とは、税負担者（担税者）と納税義務者とが同一である租税をいいます。直接税は、税負担者が納税義務者ですので、税負担者みずから納税申告書を作成して申告納付します。</p> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税、個人事業税など</p>
間 接 税	<p>間接税とは、税負担者（担税者）と納税義務者とが異なる租税をいいます。間接税は、納税義務者が、税負担者から預かった税金に係る納税申告書を作成して税負担者に代わって申告納付します。</p> <p>※ 消費税、地方消費税、酒税、関税、揮発油税、入湯税、軽油引取税など</p>

(3) 課税対象での分類

分 類	分 類 内 容
所得課税	<p>所得課税とは、一定期間の所得に対して課税する租税をいいます。所得とは、収入金額から売上原価や経費を控除した「儲け」をいいます。</p> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税、個人事業税など</p>
資産課税	<p>資産課税とは、資産の所有または移転に対して課税する租税をいいます。</p> <p>※ 資産の保有に課す租税は、固定資産税、自動車税など</p> <p>※ 資産の移転に課す租税は、相続税、贈与税、所得税（譲渡所得税）など</p>
消費課税	<p>消費課税とは、ものの消費行為に対して課税する租税をいいます。</p> <p>※ 消費税、地方消費税、酒税、関税、揮発油税、入湯税、軽油引取税など</p>

(4) 税額算出者での分類

分類	分類内容
申告納税	申告納税方式による租税とは、納税義務者みずからが納税申告書を作成し納税額を計算して、課税権者に申告納付する租税をいいます。 ※ 法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、消費税等、相続税、贈与税など
賦課課税	賦課課税方式による租税とは、課税権者が税額を計算して納税義務者に納税額を書面により通知して、納税義務者が納付する租税をいいます。 ※ 個人住民税、個人事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税など

(5) 納税義務者での分類

分類	分類内容
個人課税	個人課税とは、個人（自然人）に対して課税する租税をいいます。 ※ 所得税、個人住民税、個人事業税、相続税、贈与税など
法人課税	法人課税とは、法人に対して課税する租税をいいます。法人とは、法律により人格を与えられた組織をいいます。 ※ 法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人税、特別法人事業税など

② 実務の着眼点（担税力に対する課税）

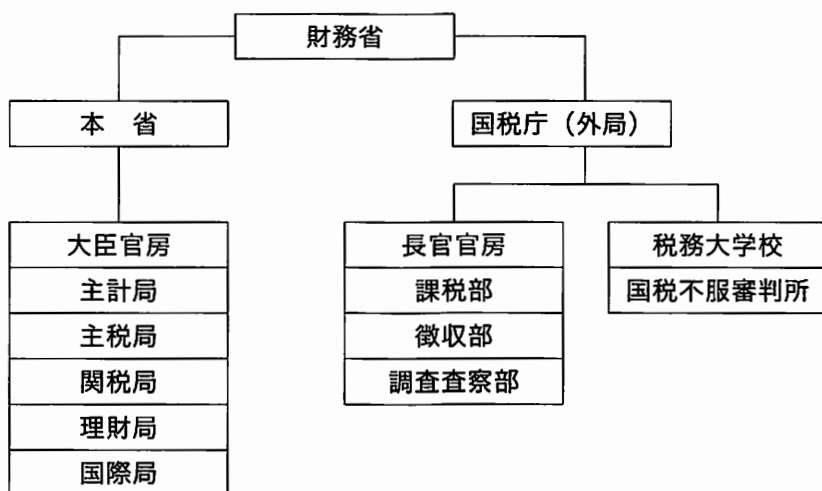
租税は、担税力があることに着目して課税することが多いです。すなわち、租税を納付することができる金銭その他の資産の存在するところに対して課税します。商売等で儲けた人の現預金等（所得課税）、資産を売却した人が得た現預金等（資産課税）、所有する金銭等で物品を購入して消費する行為（消費課税）は、原則的に担税力があるとされ、課税対象としています。

③ 国税の行政機関

1. 国税の行政機関

国税の課税権者は日本国で、国税の行政機関は、財務省（本省および国税庁）、国税局および税務署からなっています。

2. 財務省、国税庁の組織の概要



(1) 財務省本省

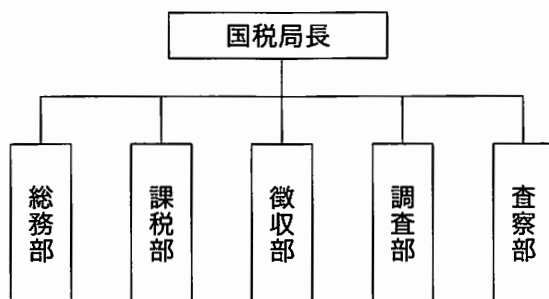
財務省は、本省と外局である国税庁に分かれます。本省の組織は、財務大臣を長とし、大臣官房、主計局、主税局、関税局、理財局および国際局で構成されます。国家行政について予算の編成、税制の企画立案、関税制度の企画立案、国債の発行、外国為替市場の安定化など幅広い業務を担っています。

(2) 国税庁（財務省外局）

国税庁は、国税庁長官を長として、長官官房、課税部、徴収部、調査査察部で構成されます。税務行政の執行に関する企画・立案等を行い、税の賦課徴収を担当する行政機関です。

国税庁には、国税庁本庁のほか、全国に12の国税局（沖縄国税事務所を含む）、524の税務署が設置されています。国税庁本庁は、国税局と税務署の事務を指導監督しています。また、税務職員の教育機関である税務大学校、納税者の不服申立ての審査をする特別な機関として国税不服審判所があります。

3. 国税局の組織の概要



(1) 国税局

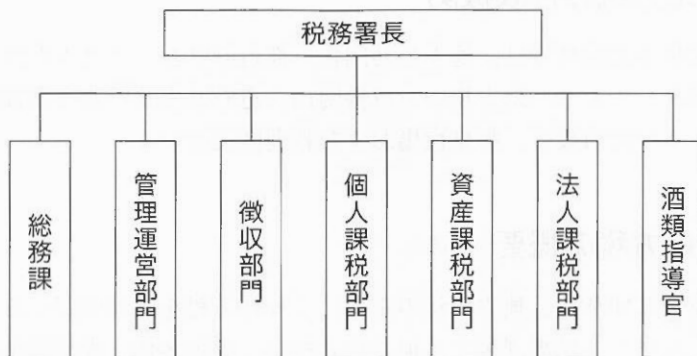
国税局の組織は、国税局長を長として、総務部、課税部、徴収部、調査部および査察部で構成されます。国税庁の指導監督を受け、管轄区域内の税務署の賦課徴収事務について指導監督をする行政機関です。また、規模の大きな納税者等については、直接、賦課徴収事務を行うほか、悪質な脱税者に対して刑事責任を迫及するための調査を行っています。

(2) 11の国税局と1の国税事務所

国税局名	管轄している都道府県名
札幌国税局	北海道
仙台国税局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越国税局	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県
東京国税局	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
金沢国税局	富山県 石川県 福井県
名古屋国税局	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
大阪国税局	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島国税局	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松国税局	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡国税局	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税局	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄国税事務所	沖縄県

4. 税務署

(1) 税務署の組織の概要



(2) 税務署

税務署の組織は、税務署長を長として、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門および酒類指導官で構成されます。国税局の指導監督の下に、国税の賦課徴収事務を納税者に対し直接行う執行機関であり、国税の窓口となる行政機関です。

② 実務の着眼点 (税務調査)

国税庁、国税局もしくは税務署等の調査担当職員は、所得税、法人税、地方法人税または消費税に関する調査について必要があるときは、納税義務者その他一定の者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、またはその物件（その写しを含む）の提示もしくは提出を求めることができます（通則法74の2）。国税局および税務署の税務職員は、この質問検査権により、納税義務者に対して、いわゆる「税務調査」を行い、税金に係る計算誤り等の是正を行います。

4 地方税の行政機関

1. 地方税の行政機関

地方税の課税権者は、地方公共団体（都道府県ならびに市町村および特別区）であり、地方税の行政機関は、道府県事務所および都税事務所ならびに市役所、町村役場および特別区役所です。

2. 地方税の概要（地法2、3）

地方公共団体は、地方税法の定めにより地方税を賦課徴収する課税権があります。賦課課税する地方税の税目、課税客体、課税標準、税

浅見 透（あさみ とおる）

昭和34年生まれ。昭和57年4月に明治大学経営学部を卒業。平成元年9月から公認会計士辻会計事務所（辻・本郷税理士法人）にて勤務。平成4年2月に浅見会計事務所を開業。

平成5年4月～平成15年3月、学校法人川口学園の非常勤講師。平成17年4月から明治大学専門職大学院の兼任講師となり、平成30年より同大学経営学部の客員教授を務める。